

金融機関 各位

東京都財務局長  
(公印省略)

令和 8 年度東京都銀行等引受債（証書借入形式）に係る提案募集について（依頼）

平素より、東京都債の引受けについて格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都（以下「都」という。）では、調達コストの削減に配慮しつつ、資金調達の安定性向上や投資家の多様化を図ることを目的として、銀行等引受債（証書借入形式）による調達を行っています。

令和 8 年度銀行等引受債（証書借入形式）（以下「本公債」という。）を実施するに当たり、下記のとおり提案を募集しますのでお知らせします。

記

1 借入条件等

(1) 借入予定日

借入予定日	令和 8 年 7 月 29 日（水）
-------	--------------------

(2) 借入条件

発行予定額	247 億円
発行形態	証書借入形式 (シンジケート・ローン（アンダーライト方式） 又は一行総額引受方式)
償還期間	5 年
償還方法	満期一括償還
償還期限	令和 13 年 7 月 28 日（月）
元利償還日	毎年 1 月 29 日及び 7 月 29 日
利率	固定金利 (基準金利＋スプレッド又は絶対値での設定) ※基準金利は、東京スワップレート（TONA TSR）を用いること
手数料	設定可能
債権譲渡	シンジケート・ローンの場合 可能 一行総額引受の場合 不可
発行の目的	令和 8 年度地方独立行政法人東京都立病院機構貸付金等事業会計 事業資金に充当
繰上償還	行わない

注)

- ① シンジケート団として招へいする金融機関は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第10条第1項第1号、第4号及び第5号、第7号から第9号まで並びに第11号から第15号までに規定する適格機関投資家であることとします。
- ② 利息の計算に当たっては、借入日の翌日又は前回利息支払期日の翌日から利息支払日までを利息計算期間とし、1年を365日とした日割計算とします。
- ③ 元利金支払事務を他の金融機関が受託する場合、当該金融機関名及び連絡先を明記してください。
- ④ 貸付実行金の納入方法については、別途ご調整させていただきます。
- ⑤ 手数料及び元利償還金等は原則として口座振替とし、償還日が銀行休業日の場合、前営業日支払とします。また、エージェントは、各元利償還日の20営業日前までに、都が期日に支払うべき元利金等の請求書を都に送付するものとし、この義務の不履行により都の支払に遅延が生じた場合の遅延損害金等について、都は支払わないこととします。
- ⑥ 債権譲渡する場合は、次の点を全て満たす場合のみ可とします。
  - ・ 譲受人が、注1で述べた適格機関投資家であること。
  - ・ 都へ事前協議を行い、承諾を得ること。
  - ・ 債権譲渡通知書を譲渡人が内容証明郵便で都に送付すること。
  - ・ 債権譲渡後も都からの直接の元利金の支払先は変更せず、当初のとおりとすること。
  - ・ 貸付債権を分割して譲渡する場合、分割後の金額がいずれも1億円以上であること。
- ⑦ アレンジャー又は貸付人決定後、資金需要や市場動向等によって、本公債を発行しない可能性があります。

## 2 基礎調査について

提案書提出を希望する場合は、「令和8年度東京都銀行等引受債の基礎調査について」のとおり手続きいただきますようお願いいたします。

## 3 提案書提出について

### (1) 期限

令和8年6月5日（金）午後5時必着

記載のアドレス宛てに電子メールにて提出してください。期限後に届いたものは無効とします。

### (2) 提案書記載・添付内容

以下①～⑨の内容について、作成してください。

- ① 発行形態（シンジケート・ローン又は一行総額引受方式）選択の理由  
シンジケート・ローンで提案する場合は、シンジケート団の編成に係る考え方又は投資家、投資家数及び割当金額等に関する具体的な考え方
- ② 発行時及び期間中に生じるコストについて、以下の事項を記載すること。

- ・ 本件借入に適用する金利  
(スプレッドプライシングの場合、基準金利に対するスプレッド)
- ・ 本件借入に伴い発生する手数料  
(アレンジメントフィー、エージェントフィー等。消費税及び地方消費税を含む。)
- ・ 上記提案内容を踏まえた想定総コスト  
(スプレッドプライシングの場合、令和8年6月3日(水)午前10時30分の基準金利を共通条件として用いた場合の想定総コスト(参考値))

※当該想定総コストは、提案内容を同一条件下で比較するための参考値であり、実際に適用される利率又は総支払額を確定するものではない。

- ③ 前号に記載した金利水準について、その設定根拠  
(スプレッドプライシングの場合、基準金利に対するスプレッドの設定根拠)
- ④ スプレッドプライシングの場合、③における基準金利の当面の市況分析
- ⑤ スプレッドプライシングの場合、②における想定総コストの算出に用いた基準金利を確認できる資料
- ⑥ シンジケート・ローンの場合、金融機関の動向分析及びスタンスに関する整理(参加金融機関の類型ごとのスタンスや参加見込みを含む)
- ⑦ 実施に当たってのサポート体制及び実施後のフォローアップ体制
- ⑧ 実行日までの具体的な作業スケジュール
- ⑨ 契約条件の概要が分かる資料(契約書案、タームシートその他これに類する資料)

### (3) 金利について

変動金利を固定化するなど、リスクヘッジとしてデリバティブを使用することは不可とします。

### (4) 共同提案について

共同提案も可能とします。ただし、応募ができるのは、適格基準を満たす銀行のみとします。

## 4 選考項目

- (1) 発行形態(シンジケート・ローン又は一行総額引受方式)選択の理由及び考え方
- (2) 金利(スプレッド)及び手数料を含む総コスト(金利等の設定根拠含む。)
- (3) 事務手続
- (4) サポート体制(本契約の安定化を含めた都への支援)

(1)から(4)までの項目を踏まえ、最も適切であると認められる提案を厳正な審査の上採用することとし、その提案者をアレンジャー又は貸付人に決定します。なお、ヒアリングは行わず、書類審査のみとします。

審査の結果については、令和8年6月15日(月)を目途に、電話又はメールで御連絡します。

## 5 留意点

- (1) 提案された条件は、原則として変更できません。
- (2) 提案資料についての説明は受け付けません。
- (3) 不明な点は、担当にメールにてお問合せください。

担当：〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1  
東京都財務局主計部公債課計画管理担当  
Tel：03 - 5388 - 2681  
E-mail：S0000063@section.metro.tokyo.jp